

野焼きは法律で 禁止されています!

廃棄物(ごみ)を屋外で燃やす行為(野焼き)は、平成13年4月から「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で原則として禁止されています。

野焼きは苦情の原因になるだけでなく、家屋や山林に燃え広がり火災につながるおそれもあるので、ごみは正しく分別して指定された日にごみ収集場所へ出してください。

野焼きの具体例



地面でそのまま



ブロック積み



ドラム缶



一斗缶類



ドラム缶に煙突が付いた程度

※ 二重扉や助燃バーナーを備え、800℃以上を保つことができるなど一定の基準を満たしたもののみ使用可能

実際に住民から寄せられた声

- 近所で草木を燃やして煙たい
- 煙で窓を開けられない
- 洗濯物に臭いがついて困る
- 体調の悪い人がいるので困る

など

罰則

野焼きをした人には5年以下の懲役、1000万円以下の罰金(法人は3億円以下)のいずれか、または両方が科せられます。

「昔から燃やしている」「自分一人くらいならいいだろう」と簡単に考えて罰則を受けるケースもありますのでご注意ください。

みんなで協力して、快適な生活環境を守りましょう!